

福祉医療制度をご存知ですか？

住民課 国保年金係 ☎(64)77002

医療機関で保険証を使って受診したときに支払う医療費の一部負担金（保険診療分）や入院時食事療養費標準負担額を助成する制度で、皆さんの税金でまかなわれています。

福祉医療を受給できる人は次のとおりです。受給するには申請が必要で、申請後に福祉医療費受給資格者証が交付されます。保険証、印鑑のほかに必要な書類などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

子ども 中学校卒業（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで

一定の障害がある人 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳の判定がA、障害年金1級、特別児童扶養手当1級

母子、父子家庭など 18歳未満の児童（18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童）を現に扶養している母子・父子家庭の父母とその児童、および18歳未満の

父母のいない児童

※福祉医療受給者で、自立支援医療や特定医療（指定難病）、特定疾患医療など、他にも利用できる公費負担医療制度の要件をみたらず人は、その制度もあわせてご利用ください。

福祉医療制度を安定して運営し、将来にわたりこの制度を維持していくためにも、他の医療費助成制度の併用にご理解とご協力をお願いいたします。

福祉医療受給者が入院や投薬などで高額な医療費になる治療を受ける場合は、事前にご加入の健康保険者から『限度額適用認定証』の交付を受け、福祉医療受給資格者証とともに医療機関に提示してください。

限度額適用認定証の申請をしましょう

福祉医療受給者が入院や投薬などで高額な医療費になる治療を受ける場合は、事前にご加入の健康保険者から『限度額適用認定証』の交付を受け、福祉医療受給資格者証とともに医療機関に提示してください。

『限度額適用認定証』を提示しない場合、医療機関窓口

で立替額が発生する場合があります。

福祉医療費受給資格者証の更新があります

【母子・父子家庭など】

母子・父子家庭などで福祉医療受給資格者証（ピンクのカード）をお持ちの人は、手続きをお願いいたします。

日時（予定） 7月18日（火）

（31日（月）

必要なもの 該当者全員の保険証、福祉医療費受給資格者証、印鑑 など

手続き場所 住民課国民健康保険係（役場1階②番窓口）

※更新手続きに該当する人は、7月上旬に通知を発送します。

詳しくはお問い合わせください。

町制施行60周年記念

玉村町歴史資料館 第22回企画展

「災害と玉村町」体験・記録・語り継ぎ」開催

「記録・語り継ぎ」開催

歴史資料館 ☎(30)6180

玉村町は利根川と烏川に挟まれて一見平坦な地形をなしていますが、洪水など数えきれない災害を経験してきました。今年には町制施行60周年であると同時にカスリーン台風から70年の年です。本展示では当時の記録などを通じて、玉村町の災害と体験・記録・語り継ぎについて探ります。

日時 9月10日（日）
午後1時30分～4時

講師 田中麻里さん（群馬大学教育学部教授）

『災害と語り継ぎ』防災絵本「つたえたい五料のおはなし」の作成を通じて「防災紙芝居「つたえたい五料のおはなし」（町立図書館）

講師 関俊明さん（公財）群馬県埋蔵文化財調査事業団 『災害と語り継ぎ』1天

会場 文化センター小ホール
定員 200人（先着順）
参加費 無料

申込受付 8月2日（水）より電話または歴史資料館カウンターにて受け付け

受付時間 午前9時～午後5時、土・日曜日は午前10時～午後4時（祝日除く）

関連行事
記念講演会「災害と語り継ぎ」

会場 歴史資料館

時間 午前10時～午後4時

入館料 無料

休館日 【7・8月】月曜日、8月11日（金・祝）【9月】月・火・水曜日【9月5日（火）・6日（水）は開館】、9月23日（土・祝）

会期 7月6日（木）～10月1日（日）

会場 歴史資料館